「かがわ思いやり駐車場制度」協力施設マニュアル

「かがわ思いやり駐車場制度」は「健常者による障害者等用駐車場の不適正な利用がみられる」といった障害者の方からのご指摘や、外見では判断できない内部障害者や妊産婦の方からの「障害者等用駐車場を利用したいが、利用しづらい」等といった声に応えるために導入された制度です。

この制度の趣旨をご理解いただき、移動に配慮を必要とする方が「かがわ思いやり駐車場」を利用できるようご協力をお願いいたします。

制度の概要

申請のあった対象者(※)に対して、県が利用証(写真①)を交付し、対象者が案内表示(写真③)のある駐車スペース（かがわ思いやり駐車場）に駐車する際に利用証を掲示(写真②)することで、適正な利用かどうかを確認できるようになります。

※対象者：障害者、高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行や車の乗降に配慮が必要な方
（それぞれの区分で、障害手帳の等級など一定の基準を設けています。）

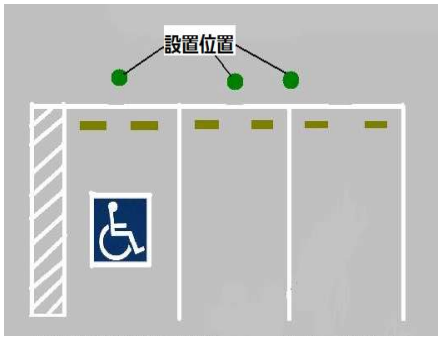
例　身体障害者：肢体不自由　下肢　１～６級 高　齢　者：要介護１～５　など

【写真①】利用証	【写真②】利用証の掲示方法
	

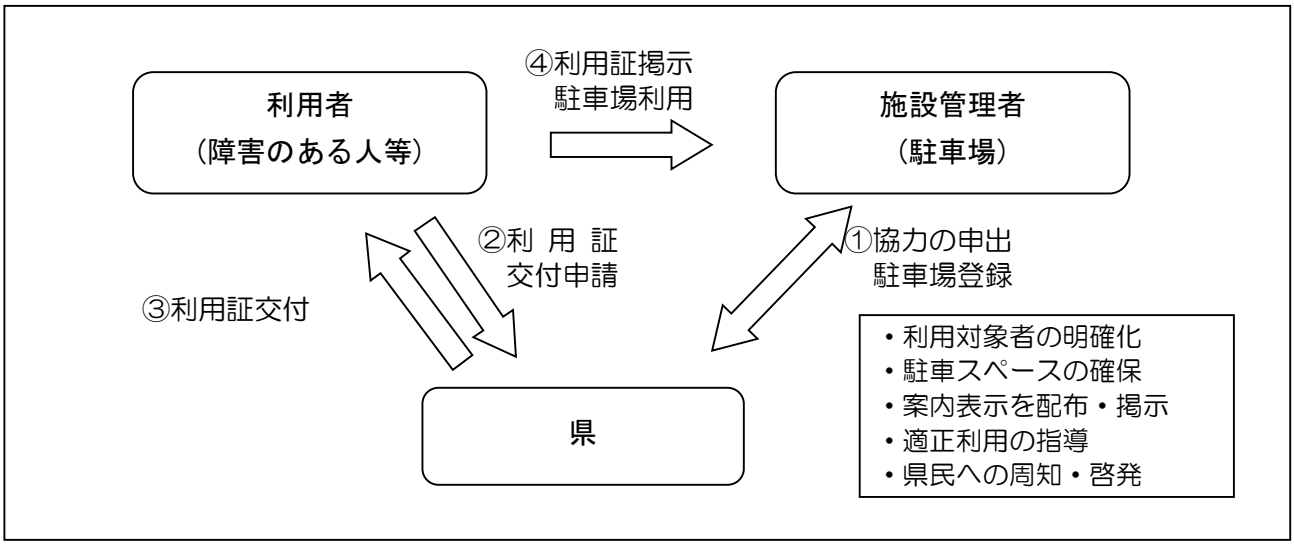
【写真③】駐車スペースの案内表示例







制度運用イメージ



1　駐車スペースの確保及び案内表示の掲示

施設の車いす使用者用駐車場や施設出入口に近い駐車場を、「かがわ思いやり駐車場」として登録していただき、その駐車スペース付近に、県からお配りするステッカーやパイロンカバーなどを掲示してください。

〇登録いただける駐車スペースについて

車いす使用者用の駐車スペース（幅 350cm以上）に加え、施設出入口の近くにある通常の幅の駐車スペース（幅 350cm 未満）についても、ご登録いただけます。

〇案内表示の掲示方法

ステッカーは、各施設の状況に応じて、その駐車スペースが、「かがわ思いやり駐車場」であることがわかるように掲示してください。

（掲示例：
付近の壁や柱
既存の看板）

パイロンカバー（三角コーンカバー）やサインボードを設置する三角コーンは、貴施設においてご準備ください。

なお、県からお配りするステッカー以外の方法（ピクトグラムを用いた看板作成、路面印字等）でかがわ思いやり駐車場であることを表示する場合は、事前に保健福祉総務課までご相談ください。



〇高齢者用駐車場、妊産婦用駐車場との併用

既に、高齢者用や妊産婦用として優先駐車場を整備していただいている場合は、「かがわ思いやり駐車場」としてもご登録いただきますようお願いします。

２　不適正利用車両への対応

利用証を掲示していない車両が駐車していることに気づかれた際は、施設側のご判断で適宜対応をお願いします。

〇ご対応いただく内容

- 県の制度により、「かがわ思いやり駐車場」を利用する際には、利用証を掲示するようにお願いしていること。
- 障害者、高齢者、妊産婦、けが人などで歩行や車の乗降に配慮が必要な方には、申請により利用証を交付していること。（対象者であっても利用証の交付を受けていない場合も想定されるため。）

〇「普及啓発チラシ」をお渡しいただくか、車両に掲示するなどにより、可能な範囲で対応をお願いいたします。

香川県が発行する「かがわ思いやり駐車場利用証」以外に、「かがわ思いやり駐車場」を使用できるものがあります。（５ページ参照）
指導の際には、ご留意いただきますようお願いいたします。

３　制度周知へのご協力

貴施設においてポスターの掲示、啓発用チラシを配布いただくなどして、本制度の周知にご協力いただきますようお願いします。

〇ポスターやチラシは、貴施設で必要がありましたら、配布させていただきますので、下記問合せ先までご連絡ください。

４　案内表示の再送付

貴施設に掲示していただいた案内表示について、経年劣化等で破損した場合、再送付させていただきます。

〇「かがわ思いやり駐車場制度　案内表示送付申込書」（４ページ参照）に必要事項をご記入のうえ、ファックスまたはメールでお送りください。

この制度の運用には、各施設管理者の皆様方のご理解とご協力が欠かせません。
是非とも制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いします。

【問合せ先】　香川県健康福祉部保健福祉総務課　地域福祉・保健グループ
TEL：０８７－８３２－３２８０　　FAX：０８７－８０６－０２０９
月曜日～金曜日（祝日を除く。）　８：３０～１７：１５

https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi /hukushi/parking/kfvn.html

香川県健康福祉部保健福祉総務課　宛
FAX：087-806-0209
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： hokenhukushi@pref.kagawa.lg.jp

かがわ思いやり駐車場制度 案内表示送付申込書

令和　　年　　月　　日

法人名	
担当部署名	
担当者職・氏名	
電話番号	

かがわ思いやり駐車場案内表示の送付希望枚数（個数）は下記のとおりです。

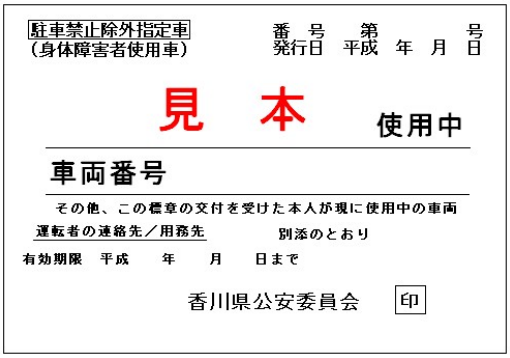
	施設名	送付先		案内表示 希望枚数（個数）			
		郵便番号	住所	A2 ステッカー	A3 ステッカー	パイロンカバー（三角コーン用）	サインボード（三角コーン用）
①							
②							
③							

	協力駐車場台数		協力駐車場奥行（m）	
			奥行 6m 以上（該当の場合「○」）	奥行及び台数 ※「○」と回答した場合のみ
①	幅 350cm 以上	台		m　台
	幅 350cm 未満	台		m　台
②	幅 350cm 以上	台		m　台
	幅 350cm 未満	台		m　台
③	幅 350cm 以上	台		m　台
	幅 350cm 未満	台		m　台

※案内表示の希望枚数（個数）は、原則、かがわ思いやり駐車場としてご協力いただいている駐車場台数を上限とします。

【問合せ先】
香川県健康福祉部保健福祉総務課　地域福祉・保健グループ
TEL：087－832－3280　FAX：087－806－0209
E-mail： hokenhukushi@pref.kagawa.lg.jp

かがわ思いやり駐車場利用証以外で、かがわ思いやり駐車場を利用可能なもの

駐車禁止等除外指定車標章	マタニティカード
	

相互利用が可能な全国 45 府県の利用証（※参考:中四国各県の利用証）

愛媛県	徳島県	高知県
		
鳥取県	島根県	岡山県
		
山口県	広島県	
		

パーキングパーミット全国相互利用協定制度一覧　全国 45 府県（令和８年６月 24 日現在）

	制 度 の 名 称
青 森 県	青森県おもいやり駐車場制度
岩 手 県	ひとにやさしい駐車場利用証制度
宮 城 県	宮城県ゆずりあい駐車場制度
秋 田 県	障害者等用駐車区画利用制度
山 形 県	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度
福 島 県	おもいやり駐車場利用制度
茨 城 県	いばらき身障者等用駐車場利用証制度
栃 木 県	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業
群 馬 県	思いやり駐車場利用証制度
埼 玉 県	埼玉県思いやり駐車場制度
千 葉 県	ちば障害者等用駐車区画利用証制度
神奈川県	かながわ障害者等用駐車区画利用証制度
新 潟 県	新潟県おもいやり駐車場制度
富 山 県	富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度
石 川 県	いしかわ支え合い駐車場制度
福 井 県	ハートフル専用パーキング（身体障害者等用駐車場）利用証制度
山 梨 県	やまなし思いやりパーキング制度
長 野 県	信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度
岐 阜 県	ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度
静 岡 県	静岡県ゆずりあい駐車場制度
愛 知 県	愛知県パーキング・パーミット制度
三 重 県	三重おもいやり駐車場利用証制度
滋 賀 県	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度
京 都 府	京都おもいやり駐車場利用証制度
大 阪 府	大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度
兵 庫 県	兵庫ゆずりあい駐車場制度
奈 良 県	奈良県おもいやり駐車場制度
和歌山県	和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度
鳥 取 県	ハートフル駐車場利用証制度
島 根 県	思いやり駐車場制度
岡 山 県	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度
広 島 県	広島県思いやり駐車場利用証交付制度
山 口 県	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度
徳 島 県	徳島県身体障がい者等用駐車場利用証制度
香 川 県	かがわ思いやり駐車場制度
愛 媛 県	愛媛県パーキングパーミット制度
高 知 県	こうちあったかパーキング制度
福 岡 県	ふくおか・まごころ駐車場制度
佐 賀 県	佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度
長 崎 県	長崎県パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）制度
熊 本 県	熊本県障がい者用駐車場利用証（ハートフルパス）制度
大 分 県	大分あったか・はーと駐車場利用証制度
宮 崎 県	おもいやり駐車場制度（障がい者等用駐車場利用証制度）
鹿児島県	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）
沖 縄 県	沖縄県ちゅらパーキング（障害者等用駐車区画）利用証制度